# 厚生労働省における環境配慮の方針

平成 20 年 11 月 5 日一部改正

### 1. 「環境立国・目本」に向けて

「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1目閣議決定)においては、「健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承していくためには、国内外の幅広い関係者の参加と協働の下、環境保全を願う気持ちを一つに束ねて、一人一人の取組の輪を広げ、力強く後押ししていくことを、今求められている」としている。そのためには、「自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり」や「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」を行っていくことで「環境立国・日本」を実現することにつながるものである。

また、「環境基本計画」(平成18年4月7目閣議決定)においては、我々が目指すべき「持続可能な社会とは、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」であるとしており、そのためには「多様化する国民の期待が実現する社会の基盤としての環境が適切に保全されるとともに、経済的側面、社会的側面も統合的に向上することが求められる」ものである。

### 11. 厚生労働省における環境配慮の方針の策定

上記を踏まえて、厚生労働省においては、健全な水循環の構築に向けた取組や化学物質対策の取組など、厚生労働行政における環境に対する配慮が重要であることから、その配慮方針(以下「環境配慮の方針」という。)を策定することとする。本方針において、厚生労働省自らの具体的な取組とその目標を明らかにし、その進捗状況を点検することにより、環境対策の効果的かつ効率的な推進を図ることとする。

また、通常の経済活動主体としての厚生労働省が、その業務を遂行する際の取組についても、同様に本方針の対象とすることとする。

## Ⅲ. 環境配慮の方針の対象となる施策

環境配慮の方針は、厚生労働行政に係る環境保全のための施策及び通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の 取組について定める。

#### 1)厚生労働行政に係る環境保全のための施策

厚生労働省は、地球環境を保全するため、「環境基本計画」における重点分野である「戦略的政策プログラム」のうち次に掲げる取組につき、厚生労働行政分野を対象として施策を推進することとする。具体的な施策は別紙のとおりとする。

①地球温暖化問題に対する取組②物質循環の確保と循環型社会の構築に向けた取組③環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 ④化学物質の環境リスクの低減に向けた取組⑤生物多様性の保全のための取組

#### 2)通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

厚生労働省は、経済活動主体として環境に及ぼす影響を低減するため、「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28目閣議決定)、「21世紀環境立国戦略」等に基づき、次に掲げる取組を対象として、取組を推進する。

①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく取組②「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)(平成19年3月30目閣議決定)に基づく取組であって、燃料使用量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、上水使用量、用紙使用量といった事項について把握し、その減量化を行うもの③「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づく取組であって、「一斉定時退庁日」などの推進、その実施状況の把握による仕事と生活の調和の取れた働き方を実現すること等を通じて、職場における環境負荷の低減に資するよう努めるもの

## Ⅳ. 環境対策推進本部への報告等

環境配慮の方針の対象となる施策を実施する際には、毎年度、当該施策の関係局がその進捗状況について自己点検を行った後、環境対策推進本部(平成16年6月厚生労働大臣伺い定めにより設置)に報告し、その点検結果を施策等の見直し改善等へ適切に反映させることとする。

## V. 検討

環境対策推進本部においては、3年に1度、環境配慮の方針について検討を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。

※平成22年までに行なわれる見直しに際しては、厚生労働省におけるISO14001の将来的な認証取得の可能性について検討することとする。

## 編集室

- ◇ 11月、厚生労働省はインフルエンザの本格的な流行を前に医療者が率先して予防対策を講じるよう「今冬のインフルエンザ 総合対策」をまとめて都道府県などに通知したそうです。医者の不養生のことわざを引用しているようですが本当ですね。
- ◇ 厚労省が医師の研修制度を軸に提案している「総合科・総合医」と、医師会が生涯教育を基本とした認定医との議論の行方は 我々医療スタッフの進むべき道をも示唆するものになりかねません。
- ◇ 医療行為を可能とする「療養介護士」の創設案(厚労省)などを見ても、単に医師不足の緩和や労働条件の改善に繋がるものには到底思えませんね。その場しのぎの"安全策"に見えます。何に対する安全策・・・さて、何でしょう?
- ◇ 医師会には、女性医師の急増は医師不足対策を考える上で大きな要素になるとの認識を示したとする報道もされていますが、 女性医師の国家試験合格者はすでに40%近くにまでなっており、医師不足の対策においても、女性医師の比率は十分考える必要があるようです。女性構成率60%以上の組織はどうするのでしょうか?
- ◇ 訪問看護ステーションの開業を支援する「開業看護師を育てる会」の設立総会シンポジウムが開催されました。これは、現状の「2.5人の人員配置基準がクリアできない状態を改善し、看護師1人でも訪問看護が認可されるよう制度改正を行う必要性を主体としています。出産や子育てのため離職する看護師が多く、定年後の看護師の能力を活用する目的も重視しているそうです。フゥ~・・・在宅で看護師が活躍するチャンスともいうことですね。
- ◇ この「開業看護師を育てる会」は任意団体として発足しましたが、今後、「日本開業看護師会」としての法人格取得を目指 オレトアいます
- ◇ 師走は教師も走る"あわただしい時期"です。皆さん!今年の反省の用意は出来ていますか・・・?

[TAKADA]